

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長泉町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡長泉町長

公表日

令和7年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	母子保健に関する事務	
②事務の概要	<p>特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)及び母子保健法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。</p> <p>【保健指導の実施等に関する事務】 母子保健法に基づき、妊産婦若しくはその配偶者、若しくは乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産、育児に関する保健指導を実施する。</p> <p>①妊産婦、または乳幼児の保護者に対して、必要な訪問指導を実施する(母子保健法第10条) ②保健指導を受けることの勧奨を実施する(母子保健法第10条)</p> <p>【新生児に関する事務】 母子保健法に基づき、新生児を把握し、必要に応じて訪問・指導を実施、訪問記録の管理を行う。</p> <p>①新生児の保護者への訪問、指導の実施(母子保健法第11条)</p> <p>【健康診査に関する事務】 母子保健法に基づき、①満1歳6か月を超える満2歳に達しない幼児、②満3歳を超える満4歳に達しない幼児(以降、①②を合わせて幼児とする)の把握、健康診査の受診勧奨、健康診査受診結果の管理を行う。また、幼児のほか、妊産婦及び乳児を把握し、健康診査の受診勧奨、健康診査受診結果の管理を行う。</p> <p>① 幼児への健診の実施(母子保健法第12条) ② 妊産婦及び乳児への健診の実施(母子保健法第13条)</p> <p>【妊娠の届出等に関する事務】 母子保健法に基づき、妊娠した者の届出情報、並びに母子手帳番号の管理を行う。</p> <p>①妊娠届出の管理(母子保健法第15条) ②母子健康手帳交付の管理(母子保健法第16条第1項)</p> <p>【妊産婦の訪問指導等に関する事務】 母子保健法に基づき、妊産婦に対して保健指導を実施する。</p> <p>①妊産婦に対して、必要な訪問指導を実施する(母子保健法第17条第1項) ②保健指導を受けることの勧奨を実施する(母子保健法第17条第2項)</p> <p>【低体重児の届出に関する事務】 母子保健法に基づき、低体重児の届出情報の管理を行う。</p> <p>①低体重児の届出の管理(母子保健法第18条)</p> <p>【未熟児の訪問指導に関する事務】 母子保健法に基づき、未熟児を把握し、必要に応じて訪問指導を実施し、訪問記録の管理を行う。</p> <p>①未熟児の保護者への訪問指導の実施(母子保健法第19条)</p> <p>【母子包括支援センターの事業に関する事務】 母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の支援に必要な情報の把握、各種相談、保健指導、健康診査その他の母子保健に関する情報の管理を行う。</p> <p>①母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進に関する支援に必要な情報の把握(母子保健法第22条)</p>	
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	
2. 特定個人情報ファイル名		
母子保健関係情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	<p>番号法 第9条第1項 別表70の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第40条</p> <p>母子保健法 第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第22条</p>	

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表56の2、86の項 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表56の2、69の2の項 (※被災者台帳作成に関する事務に関連した母子保健情報の提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 7の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民福祉部門健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町納米里549 長泉町健康増進課母子保健チーム 055-986-8760 boshi@town.nagaizumi.lg.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町納米里549 長泉町健康増進課母子保健チーム 055-986-8760 boshi@town.nagaizumi.lg.jp
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を順守している。また特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p> <p>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請書からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。</p> <p>・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。</p>

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	[十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
当該対策は十分か【再掲】	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	露木 伸彦	削除	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	新設	健康増進課長	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	新設	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用－目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用－権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続－目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続一不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 8. 監査	新設	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	新設	十分である	事後	
令和2年8月13日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	<p>【健康診査に関する事務】 母子保健法に基づき、①満1歳6か月を超える満2歳に達しない幼児、②満3歳を超える満4歳に達しない幼児(以降、①、②を合わせて乳幼児とする)の把握、受診勧奨、受診結果の管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、番号法及び母子保健法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。</p> <p>①乳幼児への健診の実施(母子保健法第12条)</p>	<p>【健康診査に関する事務】 母子保健法に基づき、①満1歳6か月を超える満2歳に達しない幼児、②満3歳を超える満4歳に達しない幼児(以降、①②を合わせて幼児とする)の把握、健康診査の受診勧奨、健康診査受診結果の管理を行う。また、幼児のほか、妊娠婦及び乳児を把握し、健康診査の受診勧奨、健康診査受診結果の管理を行う。</p> <p>① 幼児への健診の実施(母子保健法第12条) ② 妊産婦及び乳児への健診の実施(母子保健法第13条)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月13日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	追加	<p>【低体重児の届出に関する事務】 母子保健法に基づき、低体重児の届出情報の管理を行う。</p> <p>① 低体重児の届出の管理(母子保健法第18条)</p> <p>【未熟児の訪問指導に関する事務】 母子保健法に基づき、未熟児を把握し、必要に応じて訪問指導を実施し、訪問記録の管理を行う。</p> <p>① 未熟児の保護者への訪問指導の実施(母子保健法第19条)</p> <p>【母子包括支援センターの事業に関する事務】 母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の支援に必要な情報の把握、各種相談、保健指導、健康診査その他の母子保健に関する情報の管理を行う。</p> <p>① 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進に関する支援に必要な情報の把握(母子保健法第22条第1項)</p> <p>② 母子保健に関する各種相談の実施(母子保健法第22条第2項)</p> <p>③ 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導の実施(母子保健法第22条第3項)</p> <p>④ 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進に関し、厚生労働省令で定める支援の実施(母子保健法第22条第4項)</p> <p>⑤ ①～④に掲げる事業を除く健康診査、その他母子保健に関する事業の実施(母子保健法第22条第5項)</p>	事後	
令和2年8月13日	I関連情報 3. 個人番号の利用	母子保健法 第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条、第19条	母子保健法 第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第22条	事後	
令和2年8月13日	I関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条、別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> 項番56の2 <別表第二における情報照会の根拠> 項番56の2	番号法 第19条、別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> 項番56の2、86 <別表第二における情報照会の根拠> 項番56の2、69の2	事後	

